

有価証券報告書等の 「確認書」提出義務化

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-24

【要約】

2006年6月7日、証券取引法等改正法案が可決・成立し、14日には公布された。

同法により、証券取引法は、金融商品取引法に改組されることが予定されている。

金融商品取引法の下では、上場会社に対し「有価証券報告書等の記載内容に関する確認書」の提出が義務化される。

はじめに（証券取引法等改正法の成立）

2006年6月7日、「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、証券取引法等改正法）が国会で可決・成立した¹。6月14日には公布されている。

証券取引法等改正法の概要を示すと次のとおりである。

【証券取引法等改正法の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して20日間を経過した日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	TOB制度の見直し	公布日から6ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告制度の見直し	同上（一部は公布日から1年以内の政令指定日）
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 『確認書』の提出義務化 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度からの予定）

本稿では、これらのうち「開示制度の拡充」のうち、「『確認書』の提出義務化」について説明する。

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。



1 . 有価証券報告書等の記載内容に関する確認書の提出義務化

(1) 「確認書」とは

金融商品取引法の下では、上場会社等に対して、有価証券報告書等の記載内容に関する確認書（以下、「確認書」）の提出が義務化される。

「確認書」とは、有価証券報告書等の開示書類の記載内容が、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記したもののことである（金融商品取引法 24 条の 4 の 2）。いわば企業の経営者が、自社の開示書類の内容の真正性を保証するものといえることができるだろう。

(2) 「確認書」が義務付けられる意味

わが国でも、米国のサーベンス・オクスリー法（及びその関連規則）²（注 1）に倣って、2004 年 3 月期から「会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書」が任意の制度として導入されている（企業内容の開示に関する内閣府令 17 条 1 項 1 号へ）。

しかし、現行の制度は、あくまでも任意の制度であり、提出するか否かは発行会社（及びその代表者）の自主的な判断に委ねられている。

つまり、発行会社（及びその代表者）は、「有価証券報告書の内容は適正です」という「確認書」を提出してもよいし、提出しなくても構わないという訳である。その意味で、制度としての実効性に欠けるとの指摘も行われてきた。

ところが、近年、西武鉄道、カネボウ、ライブドアといった有価証券報告書等の虚偽記載に関連する事件が相次いだ。そのため、わが国のディスクロージャーの信頼性を確保する上で、より実効性のある制度の構築が求められるようになった³。

具体的には、経営者に「（虚偽記載を）知らなかった」という言い訳を許さないために、次の 2 点を義務化することが求められた。

財務報告についての内部統制の有効性に関する経営者による評価と結果の開示

上記 についての公認会計士による監査

は、有価証券報告書等における開示に対する経営者の責任を明確化し、適正なディスクロージャーを行うための内部統制の強化・整備を促すものである。

は、財務報告に関する内部統制について、外部の眼によるチェックを導入するということである。

² 米国のサーベンス・オクスリー法（及びその関連規則）では、企業の最高経営責任者（CEO）と財務担当役員（CFO）に対して、以下のことと義務付けている。

- 内部統制を構築・維持する責任を負っていることなどを証明（certification）する旨を年次報告書（アニュアルレポート）等の中で記載し、署名すること。
- 財務報告に関する内部統制の有効性を決算期末時点で評価し、その結果等を記載した内部統制報告書を年次報告書（アニュアルレポート）に含めること。内部統制報告書に関しては、その会社の財務諸表の監査を担当する独立した監査人による証明・監査が求められる。

³ 2004 年金融審議会報告。

金融商品取引法では、これらを実現するために、「内部統制報告書」⁴を創設すると同時に、「確認書」の提出が義務化されることとなったのである。

(3) 「確認書」の提出義務者

「確認書」の提出が義務付けられるのは、次の者とされている（金融商品取引法 24 条の 4 の 2 第 1 項）。

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの

詳細は政令に委任されているが、基本的には上場会社を対象となると考えられるだろう。

なお、「金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの」に該当しない有価証券報告書提出会社も、一定の場合を除き、任意で「確認書」を提出することは認められる（金融商品取引法 24 条の 4 の 7 第 2 項）。

(4) 「確認書」の対象となる開示書類

「確認書」の対象となる開示書類は、次のものとされている（金融商品取引法 24 条の 4 の 2、24 条の 4 の 8、24 条の 5 の 2）。

有価証券報告書
四半期報告書
半期報告書（ ）

（ ）四半期報告書を提出した会社については、半期報告書の提出は免除される。

いずれも開示書類を提出する際に、併せて内閣総理大臣に提出することとされている。提出方法は、原則として、電子開示システム EDINET により行うこととされている（金融商品取引法 27 条の 30 の 2）。

(5) 「確認書」の記載事項

「確認書」の記載事項は、内閣府令に委任されており、現時点では明らかではない。

参考までに、現行法令に基づく記載事項を示すと次のようになる（企業内容の開示に関する内閣府令 17 条 1 項 1 号、企業内容の開示に関する留意事項 5-29-2）。

記載内容が適正であることを確認した旨
確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
当該確認について特記すべき事項

⁴ 「内部統制報告書」制度の創設については、別稿で紹介する予定である。

2 . 施行期日

「確認書」の提出義務については、2008年（平成20年）4月1日以後開始する事業年度から適用される（金融商品取引法附則15条）。